

給付付き税額控除とその課題

(2012年4月27日民主党WT総会講演資料)

中央大学法科大学院教授・東京財団上席研究員
森信茂樹

給付付き税額控除

(番号制度)の本格的な稼働及び定着を前提に、

- ・ 総合合算制度(医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。)
- ・ 給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう)

等の低所得者に配慮した再分配に関する総合的な施策を導入する。

給付付き税額控除の4類型

第1類型—勤労税額控除(EITC)。クリントン、ブレアのワークフェア思想。勤労により自助努力で生活能力を高めていくことを支援する。オバマのMWP税額控除。

第2類型—児童税額控除(CTC)。世帯人数に応じ税額控除。母子家庭の貧困対策・子育て支援による少子化対策に有効。

第3類型—社会保険料負担軽減税額控除。低所得層の税負担・社会保険税負担を緩和。還付・給付はなし。オランダ

第4類型—消費税逆進性対策税額控除。消費税率引上げによる逆進性の緩和策として導入。基礎的生活費の消費税率分を所得税額から控除・還付

給付付き税額控除制度の導入

相対的に高所得者に有利な所得控除を整理し、必要な人に確実に支援ができる給付付き税額控除制度を導入します。

生活保護などの社会保障制度の見直しと合わせて、(1)基礎控除に替わり「低所得者に対する生活支援を行う給付付き税額控除」(2)消費税の逆進性緩和対策として、基礎的な消費支出にかかる消費税相当額を一律に税額控除し、控除しきれない部分については給付をする「給付付き消費税額控除」(3)就労への動機付けのため、就労時間の伸びに合わせて「給付付き税額控除」の額を増額させ、就労による収入以上に実収入が大きく伸びる形で「就労を促進する給付付き税額控除」——のいずれかの目的若しくはその組み合わせの形で導入することを検討します。ただし、不正還付・不正受給を防ぐためにも所得の正確な把握が必要であり、納税と社会保障給付に共通の番号制度の導入が前提となります。

なお、税額控除額全額を控除するだけの税額がなく、給付を受けることになる場合は、その給付額はまずは年金や医療等の社会保険料負担分と相殺することを検討します。

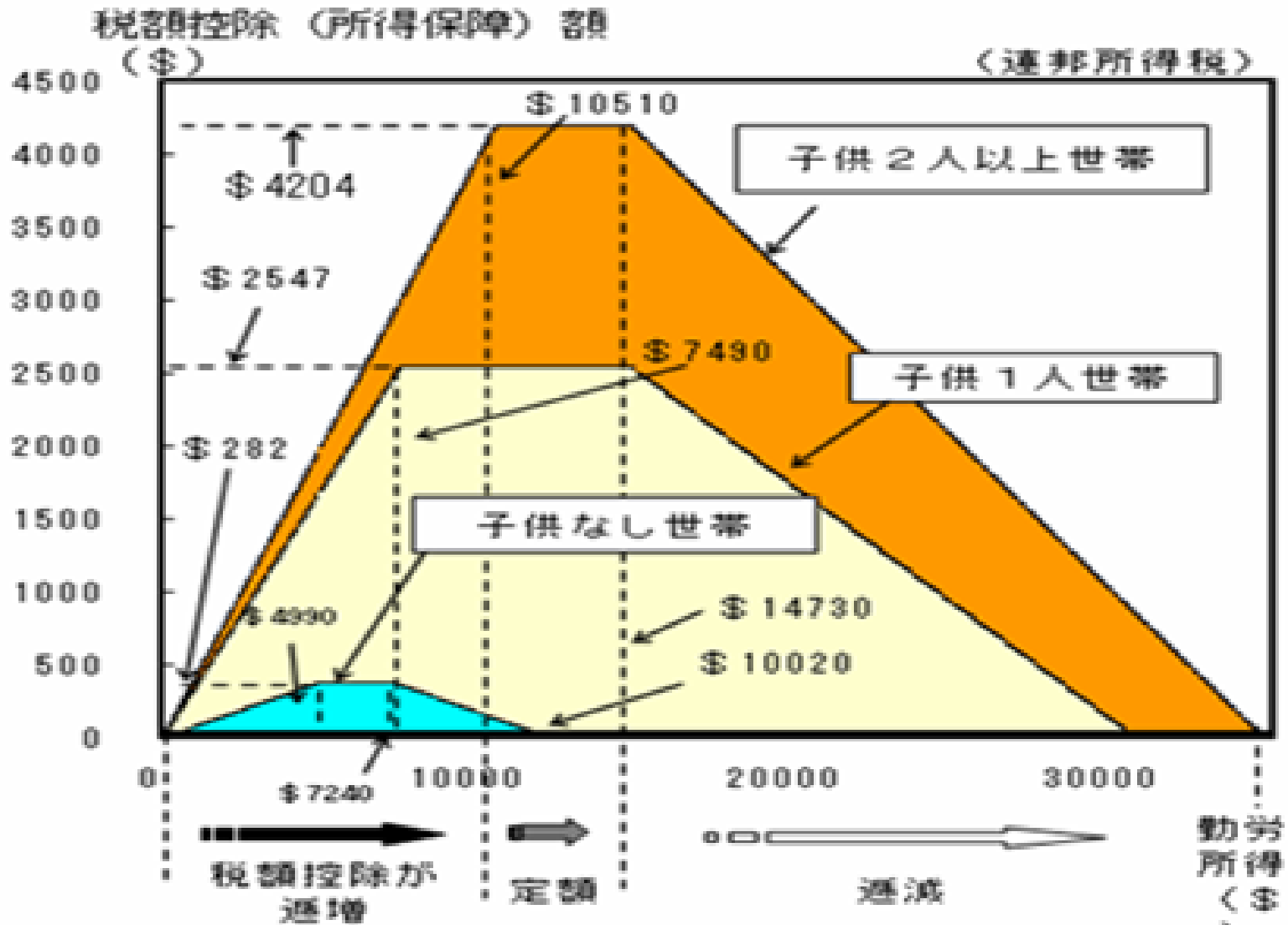
諸外国における給付付き税額控除の導入状況

諸外国の給付付き税額控除の概要(未定稿)

国	制度の名称	類型	制度導入年	対象者	控除税額	給付の仕組み	通増	通減	控除税額の基準となる所得の単位	執行機関	(参考)納税者番号	(参考)課税単位
アメリカ	勤労税額控除	勤労型	1975年	低所得勤労者(資産要件あり)	夫婦2人の場合、最大5,036ドル	税額と相殺し、残額を給付	あり	あり	世帯	内国歳入庁	社会保障番号を活用	個人と世帯の選択制
	児童税額控除	児童型	1998年	17歳未満の子を養育する中所得者で所得が一定額以上のもの	1人あたり1,000ドル	税額と相殺。一定の場合に残額を給付。	あり	あり	個人と世帯の選択制			
	MWP 税額控除*時限措置	勤労型	2009年	勤労世帯の95%を対象	1人あたり最大400ドル	所得税、社会保険税と相殺。給付なし	あり	あり	個人と世帯の選択制			
イギリス	勤労税額控除	勤労型	2003年	16歳以上で子どもを養育する就労者、又は25歳以上の就労者(就労時間の要件あり)	夫婦2人の場合、最大4,525ポンド	全額給付	なし	あり 一体的に 通減	世帯	歳入関税庁	税務の一部に国民保険番号を活用	個人
	児童税額控除	児童型	2003年	原則16歳未満の子を養育する者	夫婦2人の場合、最大5,145ポンド							
ドイツ	児童手当*児童手当と児童控除のいずれか一方のみ適用	児童型	1996年	原則18歳未満の子を養育する者	1人あたり2,208ユーロ	全額給付	なし	なし	-	家族金庫が支給し、後に州の税務署が児童控除と清算	税務識別番号が2009年に導入	個人と世帯の選択制
フランス	雇用のための手当	勤労型	2001年	低所得勤労者	夫婦2人の場合、最大1,116ユーロ	税額と相殺し、残額を給付	あり	あり	個人	公共財政総局	なし	子どもを含む世帯
オランダ	基礎税額控除	-	2001年	全納税義務者	1人あたり最大1,987ユーロ(配偶者に一部を移転可能)	所得税・社会保険料と相殺。原則給付なし	なし	なし	-	租税関税総局	市民サービス番号を活用	個人
	勤労税額控除	勤労型	2001年	全ての給与収入者及び自営業者	1人あたり最大1,489ユーロ		あり	あり 消失なし	個人			
	所得依存複合税額控除	勤労型	2009年	片親又は夫婦のうち所得の低い配偶者で、勤労所得額が一定以上あり、12歳以下の児童を扶養する者	最大1,859ユーロ		あり	なし	個人			
スウェーデン	勤労税額控除	勤労型	2007年	全ての給与収入者及び自営業者	最大約2.1万クローネ	地方所得税額を上限に相殺。給付なし	あり	なし	個人	スウェーデン国税庁	個人識別番号を活用	個人
カナダ	GST クレジット	消費税逆進性対策型	1991年	低・中所得者	夫婦2人の場合、最大756カナダドル	全額給付	原則なし	あり	世帯	カナダ歳入庁	社会保険番号を活用	個人
	カナダ児童手当	児童型	1993年	18歳未満の子を養育する者	夫婦2人の場合、最大6,593カナダドル		なし	あり	世帯			
	勤労所得手当	勤労型	2007年	低所得勤労者	夫婦2人の場合、最大1,680カナダドル	税額と相殺し、残額を給付	あり	あり	世帯			
ニュージーランド	家族税額控除	児童型	2007年	18歳以下の子を扶養する家族	夫婦2人の場合、最大9,849NZドル	税額と相殺し、残額を給付	なし	あり 一体的に 通減	世帯	原則として内国歳入庁	納税者番号	個人
	勤労税額控除	勤労型	2007年	18歳以下の子を扶養する家族(就労時間の要件あり)	夫婦2人の場合、最大3,120NZドル							
韓国	勤労奨励税制	勤労型	2008年	原則18歳未満の子を養育する低所得勤労者(資産要件あり)	最大120万ウォン	税額と相殺し、残額を給付	あり	あり	世帯	国税庁	住民識別番号を活用	個人

(出典)財務省、税制調査会、各国の財政当局及び税務当局のサイト等から筆者作成。アメリカ、ドイツ、フランス、オランダ、スウェーデン、カナダ(勤労所得手当)は2010年時点、イギリス、ニュージーランドは2010年度時点、カナダ(GST クレジット、カナダ児童手当)は2009年7月～2010年6月給付分、韓国は2009年度時点のもの。控除税額の算出に当たっては、納税者や子の年齢について、一定の仮定を置いて試算している。

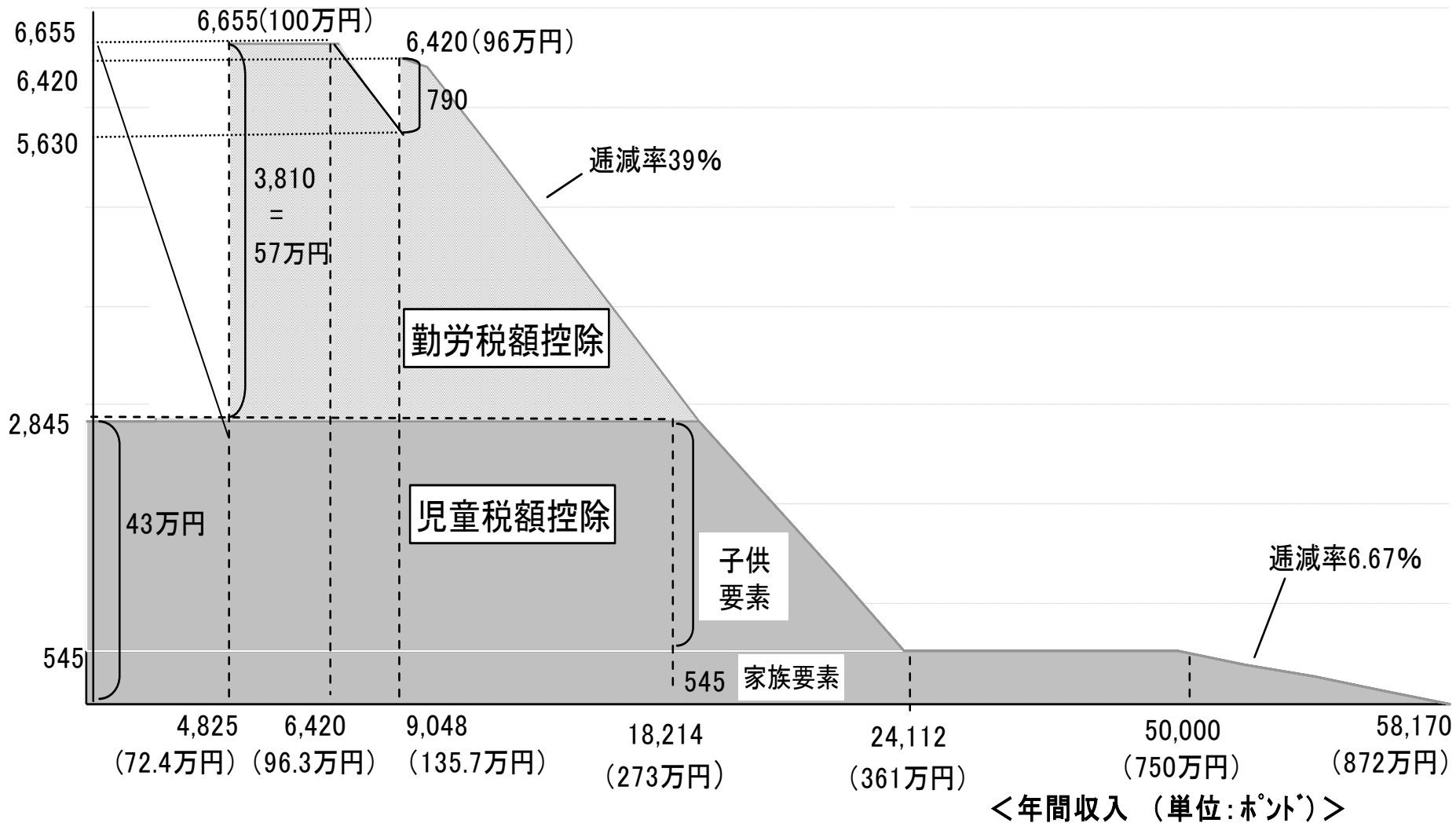
米国の給付つき税額控除の概要



出典:平成19年度経済財政白書

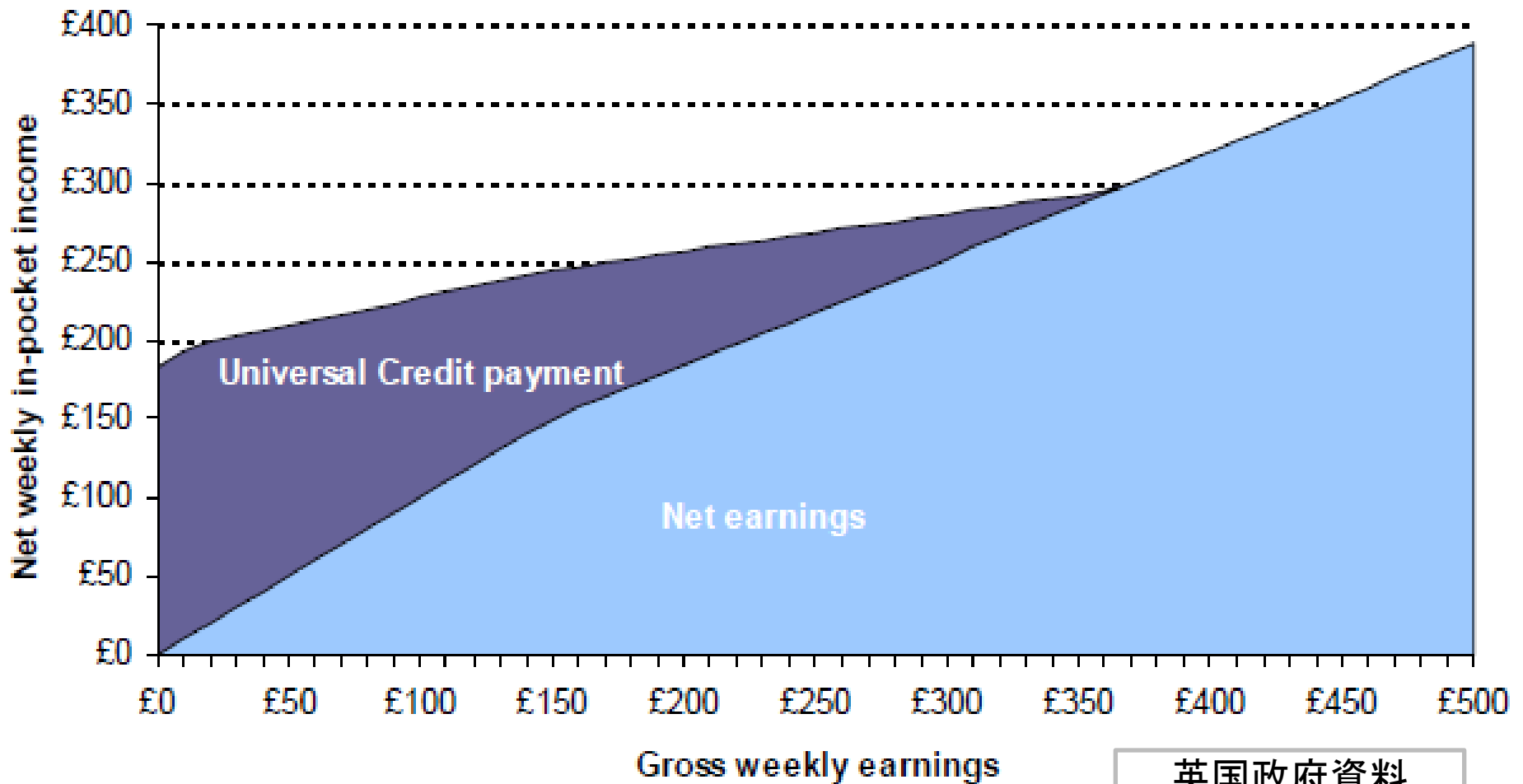
英国の給付付き税額控除

<税額控除額 (単位:ポンド)>



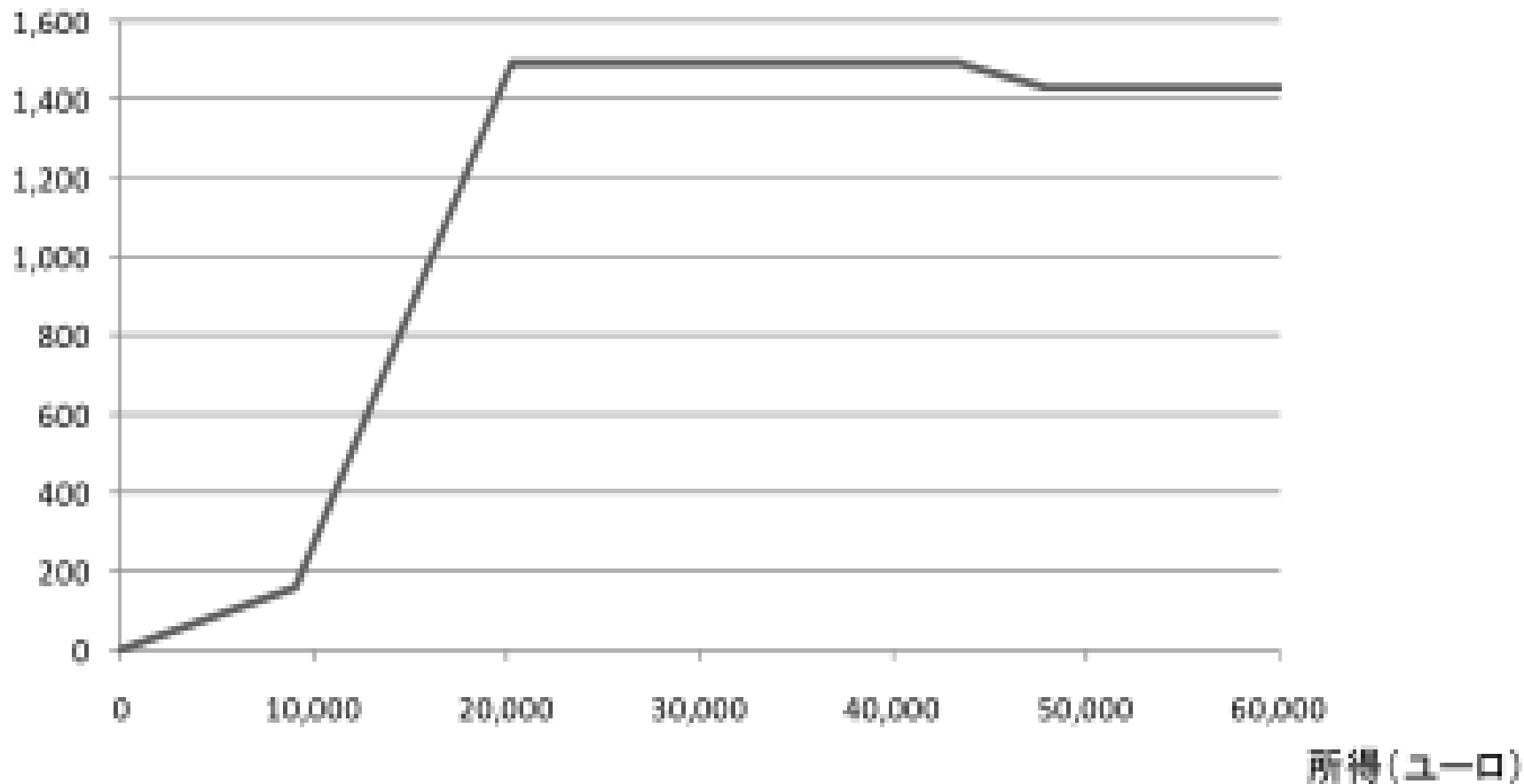
キャメロン政権のユニバーサルクレジット

Universal Credit tops up earnings - illustrative
single claimant with £100 per week housing costs



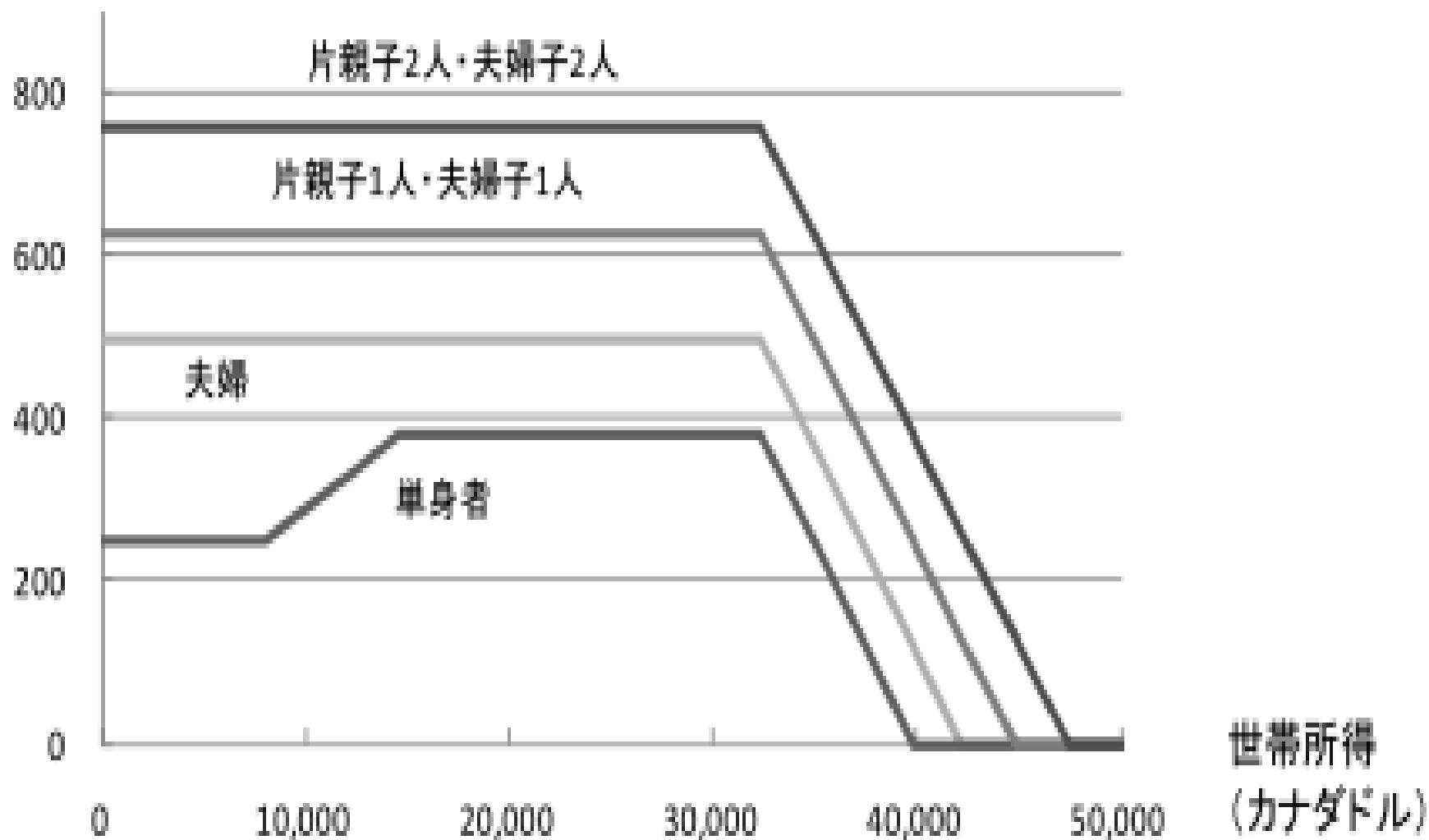
オランダの勤労税額控除(2010年)

控除税額(ユーロ)



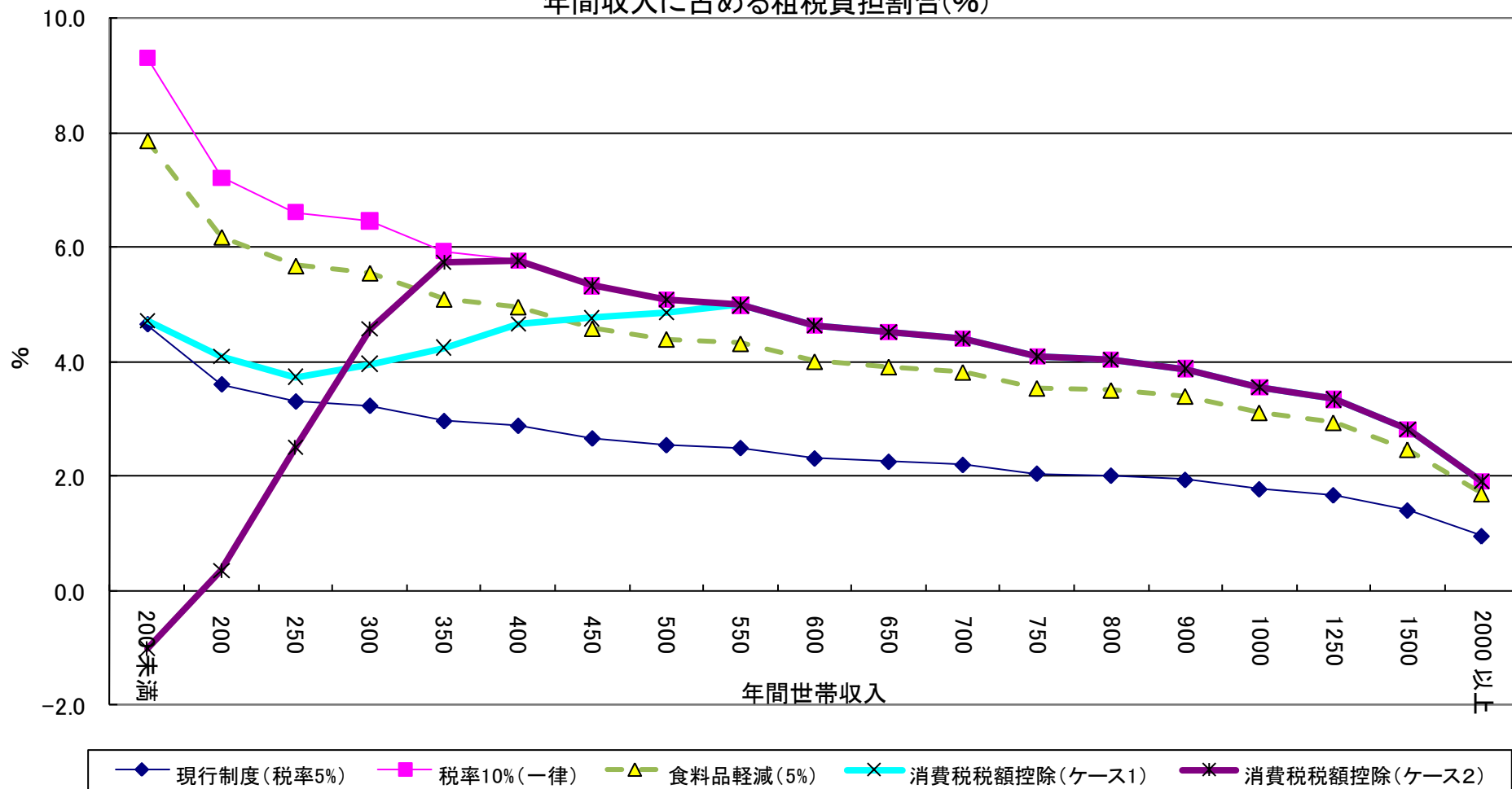
カナダの逆進性対策税額控除(2010年)

控除税額(カナダドル/年)



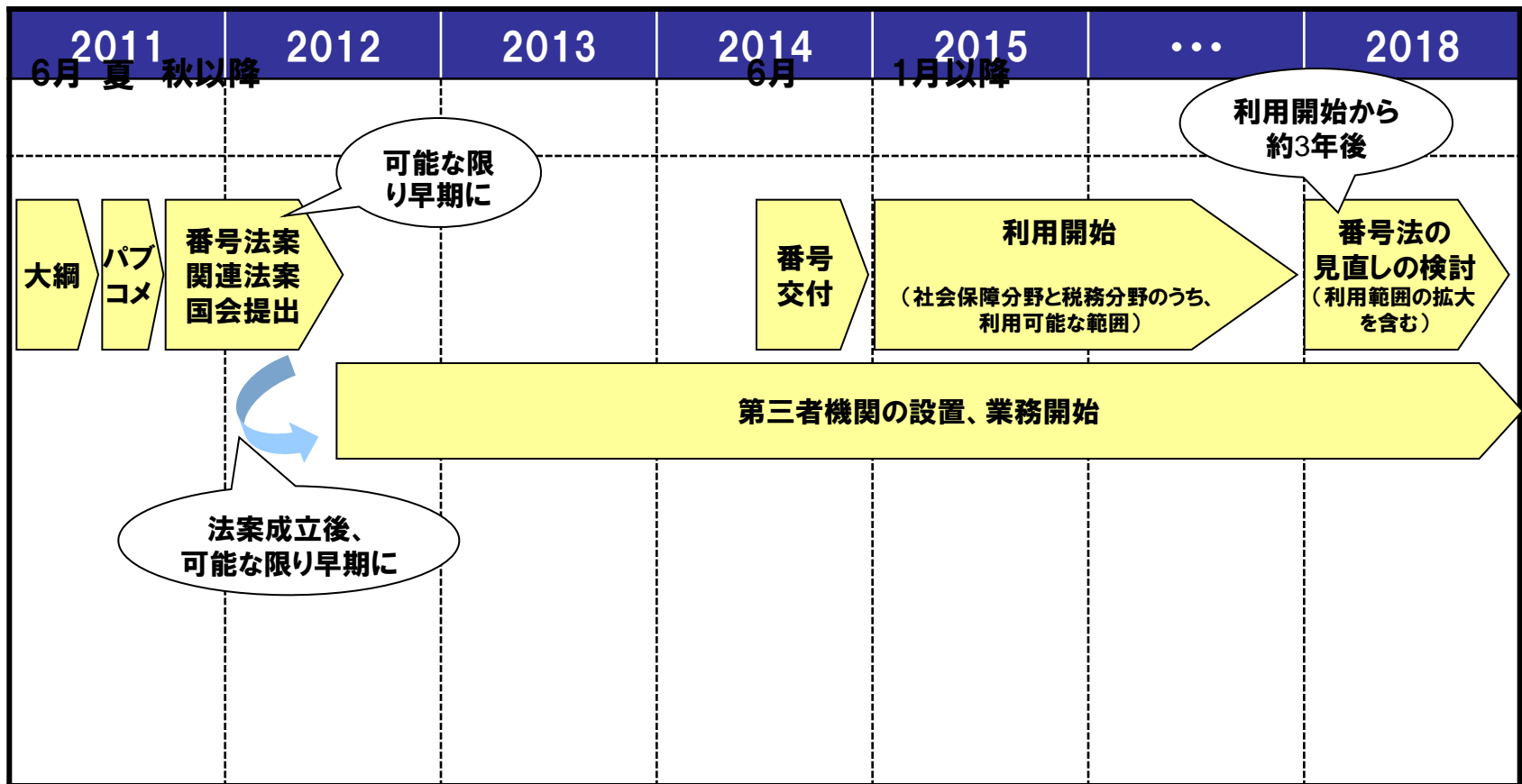
所得階級別消費税負担割合

年間収入に占める租税負担割合(%)



出典:「平成21年全国消費実態調査」(総世帯)より推計

社会保障・税共通番号の導入



諸外国の資料情報制度(個人)

			日本	アメリカ	イギリス ^(注3)	フランス	スウェーデン
フロー	金融所得	利子	× ^(注1)	○	○	○	○
		配当	○	○	○	○	○
		株式譲渡	○	○	○	○	○ ^(注4)
	事業所得		×	×	×	×	×
	給与所得		○	○	○	○	○
	不動産譲渡		○	○	○	○	○ ^(注4)
	国内送金、預金の入出金		×	○	×	×	不明
	海外送金		○	○	×	△ ^(注2)	不明
ストック	金融資産	預貯金口座開設	×	△ ^(注2)	×	○	× ^(注5)
		株式保有	×	×	○	×	
	不動産		×	×	×	×	
	貴金属		×	×	×	×	
	海外資産		×	○	○	○	

出典:OECD “Tax Administration in OECD and Selected Non-OECD Countries: Comparative Information Series”ヒアリングに基づき作成

注1:源泉分離課税、注2:但し、記録保存義務あり。当局から要請があれば開示。

注3:イギリスにおいては、法定資料提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。

注4:報告対象はいずれも売却価格である。

注5: 2008年を最後に富裕税が廃止されたことから、貯蓄残高等、従来報告対象とされていた情報の提出義務がなくなった。

論点1

1、政策目的の明確化

雇用促進、子育て支援(少子化対策)を組み合わせた設計が必要。「一定所得以下の世帯に勤労所得に応じた税額控除・給付を行いつつ、子どもの数に応じて給付額を増加させる」ことが基本。年金世代への給付をどう考えるか。

2、既存の社会保障制度との整合性

(1)生活保護との整合性。若年層の生活保護受給増加を未然に防止するには、勤労を条件に、低スキル労働者・非正規雇用者に対してプレミアムを給付し生活保護受給額より手取りを多くすることにより、勤労インセンティブを与える必要がある。職業訓練中の生活保障制度との整合性も。

英国ブレア政権は、トランポリン政策として積極的労働政策とセットで導入。米国では、「最低賃金でフルタイム働けば貧困ラインから抜け出せる」ことが基本哲学。最低賃金制との整合性

(2)わが国の母子家庭の6割近くが相対的貧困。児童手当・児童扶養手当の抜本的改組による児童税額控除制度の導入も。

論点(2)

3、制度の簡素化

- (1) 米国不正受給の多い原因は、制度の複雑性にある。カナダ型のシンプルな制度は不正の問題が少ない。
- (2) 申告(米国)ではなく申請(英国、カナダ)に
- (3) 給付のいらぬオランダ型は魅力的。年末調整の活用は？
- (4) 適用除外——一定以上の資産・資産性所得がある者を適用除外するためには、源泉分離課税となっている利子所得などを名寄せ・把握できるように申告分離課税に改める必要がある。

論点3

4、執行にまつわる課題

(1) 執行官庁

先進諸国の例をみると、徴収の一元化を前提に、基本的に税務官庁が執行。ただ英国キャメロン政権は、これまでの多重な給付付き税額控除を整理統合したユニバーサル控除を2013年実施に向け準備中で、社会保障官庁が一元的に取り扱うとしている。オランダ型は、税と社会保険料の徴収一元化が必要。

(2) 不正受給の防止

正確な世帯ごとの所得の把握が必要となるので、2015年から稼働予定の番号を活用し、課税最低限以下の所得についても管理する必要がある。(一括管理か、国・地方の情報連携か)

(3) 地方自治体の関与・地方税をどうするか

論点4

5、その他

税制と社会保障制度を一体的にとらえ、所得再分配を効率よく行える新たな政策ツールを持つことは、わが国の所得し再分配政策の効率性を上げる。

加えて、わが国の縦割り行政を変え行政の効率化にもつながる。早急に責任官庁を決め、市町村の協力・関与も含めて、わが国の実情に合った具体的内容の検討を開始する必要がある。